平成２４年（フ）第６４号
奈良県葛城市竹内235番地９
破産者　窪田　浩二
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷1290番地の２
破産者　石田商店こと　石田　弘紀
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
沖縄県那覇市古島２丁目２番地27
破産者　吉田スエ子
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５３８号
沖縄県那覇市古島２丁目２番地27
破産者　吉田　義邦
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９６９号
札幌市東区北34条東５丁目１番７号　美東マンション102号
破産者　西谷　広子（旧姓西垣）
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２号
札幌市中央区北５条西27丁目１番１―303号
破産者　寺下　英司
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４号
札幌市中央区南19条西15丁目３番１―901号
破産者　信田一二美（旧姓大童）
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４０号
札幌市豊平区中の島１条８丁目２番１―801号
破産者　二階堂朋広
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５号
仙台市太白区南大野田６番地の１　チサンマンション富沢駅前505
破産者　及川佳代子
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
仙台市太白区八木山本町２丁目６番地の１　クレールヒルズ202
破産者　高橋　　亨
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
仙台市宮城野区中野字北上65番地の１
破産者　谷津　利英
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
埼玉県児玉郡美里町大字関127番地
破産者　森　　幸雄
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４７号
埼玉県児玉郡美里町大字関127番地
破産者　森　　京子
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４８７号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形2639番地１
破産者　小林　文夫
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１２号
埼玉県行田市佐間３丁目８番15号
破産者　久保田惠子
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５５号
長野県松本市庄内１丁目６番26号
破産者　田中　正男
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７２０号
名古屋市熱田区六番２丁目３番12号　第２協和コーポ201号、申立時の住所名古屋市熱田区幡野町10番18号　コーポ大信201号
破産者　雅楽こと　近藤　正秋
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２３号
川崎市川崎区観音２丁目10番７―202号　マルゴハイツ・アン・トロワ・ドゥ、開始決定時の住所名古屋市中村区亀島２丁目８番９号
破産者　平松　義一
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０号
愛知県日進市米野木町南山973番地226
破産者　繁松建築事務所こと　繁松　　昇
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２０号
名古屋市北区北久手町28番地の１　ラーベンエム102号
破産者　飯田　英明
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部